

「一般相談支援事業」運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人ソラティオが開設するソラティオ23(以下「事業所」という。)が行う一般相談支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者(厚生労働大臣が定める者)(以下「従業者」という。)が、障害者(児)に対し、適正な一般相談支援を行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、配慮して行うものとする。
- 2 事業の運営に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 指定地域相談支援は、利用者又は障害児の保護者の意向を踏まえ、自立した日常生活、社会生活を実現するように行うものとする。
 - 4 事業所は、自らその提供する指定地域相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
 - 5 前4項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称:ソラティオ23
- 二 所在地:東京都荒川区南千住2-8-6

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者:1名

管理者は、事業所の相談支援専門員、その他の従業者の管理、指定地域相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- 二 地域移行支援従事者:4名以上(うち、相談支援専門員は1名以上)

相談支援専門員は、個別支援計画の作成や支援計画に基づき直接的支援を行う他、地域移行支援・地域定着支援を担当する者への助言等を行う責任者としての業務を行う。その他の者は利用対象者の支援計画に基づき直接的支援を行う。

(営業日及び営業時間、サービスの提供)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日:月曜日から金曜日 ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間:午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 サービス提供時間:上記営業時間の内、8時間とする。

(指定相談支援の内容及び利用者から受領する費用等について)

第6条 提供内容は、次のとおりとする。

地域移行支援

- 一 地域移行支援計画の作成
- 二 入所施設や精神科病院の訪問による相談
- 三 地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援

地域定着支援

- 一 地域定着支援台帳の作成
 - 二 常時の連絡体制の確保
 - 三 緊急の事態等の支援
- 2 法定代理受領を行わない指定一般相談支援を提供した際は、法第51条の14第3項の規定により算定された地域相談支援給付費の額の支払を受けるものとする。
 - 3 第8条に定める通常の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定一般相談支援を行う場合には、それに要した交通費は、その実額を徴収する。
 - 4 前2項の費用の支払を受けた場合には、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。
 - 5 第2項の費用の額に係る指定一般相談支援の提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該相談支援の内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

(事業の主たる対象者)

第7条 事業の主たる対象とする障害の種類は定めない。

(通常の実施地域)

第8条 通常の実施地域は荒川区とする。

(虐待の防止のための措置)

第9条 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。

- 2 虐待の防止に関する担当者の選定
- 3 成年後見制度の利用支援
- 4 苦情解決体制の整備
- 5 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修(年1回以上の虐待防止チェックリストを含むの実施)
- 6 基準第36条の2第1項の虐待の防止の対策を検討する委員会の設置等

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は、従業者の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修:採用後 2 カ月以内
 - 二 継続研修:年 2 回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契

約の内容とする。

- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人ソラティオと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

その他運営に関する重要事項

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第11条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成29年厚生労働省告示第116号)第二の三」に規定する地域生活支援拠点として以下の機能を担う。

(1)相談

障害者相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業、地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握、登録したうえで、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート等や相談、その他の必要な支援を行う機能。

(2)緊急時の受入・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受入や医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

(3)体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年8月1日から施行する。